

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

借金をさせて強引に契約を迫る手口に注意!

投資や副業を始めようと思ったが「お金がない」などと断ると、借金やクレジットカード契約をさせてまで強引に契約を結ばせる手口によるトラブルが発生しています。

こうした手口は、投資ソフトや情報素材など、お金儲けに関する契約で多くみられます。



【注意点】

- ▼借金をしてまで投資や副業などのためにお金を支払うことはやめましょう
- ▼望まない契約はきっぱりと断りましょう

1～3月は悪質商法被害防止共同キャンペーン期間

社会経験が浅い若者や高齢者などを狙った悪質商法の被害を未然に防ぎましょう。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝3月6日※13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※3月5日※15:30までに予約してください